

2011年11月7日

報道関係各位

社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

奄美地方における大雨による被災者への 11月の視聴料等の免除について

奄美地方における大雨により被災されました鹿児島県の皆さんには謹んでお見舞い申し上げます。

CS衛星放送事業に関わる88社が組織する社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎信哉）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田真治）は、11月2日の奄美地方における大雨により、災害救助法が適用された鹿児島県大島郡瀬戸内町において「スカパー！」及び「スカパー！e2」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、11月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【鹿児島県】

- ・大島郡瀬戸内町（おおしまぐんせとうちちょう）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！及びスカパー！e2の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上

*報道関係からのお問い合わせ先：

スカパーJSAT株式会社 広報・IR部

TEL：03-5571-7600

FAX：03-5571-1760

E-mail:pr@sptvjsat.com